

市有地売却 一般競争入札実施要領

平成24年度 第2回

申込受付期間：平成25年 2月12日（火）から
：平成25年 2月21日（木）まで

開札日時：平成25年 2月22日（金）
午前10時00分～

売却物件

物件 番号	所在	地積 (m^2)	最低売却価格 (円)	用途地域
1	竹原市忠海東町二丁目 5128 番 17	121.79 (実測)	非公表	第一種住居地域
2	竹原市新庄町字神田沖 1074 番	685.00 (公簿)	非公表	第一種住居地域

竹原市総務部財政課

- 目次 -

申込みから所有権移転までの流れ	1
市有財産の一般競争入札案内書	2 ~ 3
入札要領	4 ~ 8
【参 考】	9 ~ 11
市有財産売払公告書	12 ~ 13
標準的な契約書式（市有財産売買契約書案）	14 ~ 17
物件説明	
物件番号 1	18 ~ 21
物件番号 2	22 ~ 25
記入の仕方	
記入上の注意事項	26 ~ 27
入札書等記載方法（単独名義（個人）による入札の場合）	28 ~ 30
入札書等記載方法（単独名義（法人）による入札の場合）	31 ~ 34
入札書等記載方法（代理人による入札の場合）	35 ~ 38
入札書等記載方法（共有名義による入札の場合）	39 ~ 41
別冊 < 各種様式集 >	
様式第1号 入札参加申込書（市有財産払下願）	1
様式第2号 入札書	2
様式第3号 役員一覧	3
様式第4号 委任状	4
様式第5号 入札保証金充当依頼書	5
様式第6号 一般競争入札参加資格確認申請書	6
様式第7号 辞退届	7
様式第8号 承認願	8
様式第9号 入札保証金返還請求書	9
公租公課について	10
入札保証金の計算例	11

申込みから所有権移転までの流れ

1 入札参加申込及び入札書の提出

- (1) 受付期間：平成25年2月12日(火)から平成25年2月21日(木)まで
- (2) 受付時間：午前8時30分から午後5時00分まで
(ただし、正午から午後1時までを除く)
- (3) 受付場所：竹原市役所総務部財政課 (竹原市役所本庁舎2階)
受付時に入札保証金の振込領収書を提示してください。(事前に竹原市へ申出を行い、専用の払込用紙により振込みをしてください。)

2 開札

- (1) 開札会場：竹原市中央五丁目1番35号
竹原市役所本庁舎地階1階 第2会議室
- (2) 開札日時：平成25年2月22日(金)
物件番号1 午前10時00分から
物件番号2 午前10時30分から

開札には、申込者本人又は代理人が出席できます。
代理人による出席の場合には、委任状が必要になります。

3 契約説明

開札終了後、物件ごとの落札候補者に対して契約内容の説明をします。

4 契約の締結

別に定める様式の契約書により、売買契約を締結します。
契約締結予定日：平成25年3月22日(金)
売買代金は竹原市の交付する納入通知書により一括納付してください。
契約に必要な一切の費用は、落札者の負担になります。

5 所有権の移転

所有権は売買代金等を完納していただいたときに移転するものとし、同時に物件を現状のまま引渡したものとします。土地引渡は所有権移転日以降となります。

6 所有権の登記

土地所有権移転登記手続きは、竹原市が行います。
土地所有権移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。

市有財産の一般競争入札案内書

売却物件は、18ページから25ページまでの「物件説明書」のとおりです。
売却物件の購入を希望される方は、入札要領を御承知のうえ、お申し込みください。

1 申し込みの受付及び問い合わせ先

(1) 申し込み受付期間、受付場所及び問い合わせ先は、次のとおりです。

- | | |
|---|--|
| ア | 受付期間：平成25年2月12日（火）午前8時30分から
平成25年2月21日（木）午後5時00分まで（必着）
（受付締切日時までに到達しない申し込みは無効となります。） |
| イ | 受付場所：広島県竹原市中央五丁目1番35号 竹原市役所本庁舎2階
竹原市役所 総務部 財政課 監理係 |
| ウ | 問合せ先：広島県竹原市中央五丁目1番35号
竹原市役所 総務部 財政課 監理係
TEL：0846-22-7731（ダイヤルイン） |

(2) 郵送の場合の送付先は、次のとおりです。（配達記録郵便又は簡易書留の方法に限ります。）

〔送付先〕〒725-8666

広島県竹原市中央五丁目1番35号
竹原市役所 総務部 財政課 宛

2 申し込み方法等

(1) 申し込み方法

別冊1ページの「市有財産払下願」及び2ページの「入札書」に必要事項を記入・押印の上、直接持参又は郵送により申し込みください。 電話・ファックス及び電子メール等による申し込みはできません。
--

(2) 申込みに当たっての留意事項

ア 申し込みには当たっては、1世帯（1社）につき1申込となります。

イ 共有による取得の希望がある場合，入札申込書に各々の共有持分を明記の上，共有予定者全員の連名で申し込みをしてください。

(3) 物件の確認について

申し込みを行う前に，必ず申込者自身において，現地及び物件の利用等に係る諸規制についての調査確認を事前に行ってください。

(4) 売却物件は，現状有姿（あるがままの姿）での引渡しとなります。

なお，土地引渡は所有権移転日以降となります。

3 現地説明の日時及び場所については，以下のとおりです。

現地説明会については，開催しません。

場所等に関する詳細な内容については，本要領2ページの問い合わせ先にご連絡ください。

4 入札参加者の資格

(1) 入札には，個人・法人を問わず参加することが出来ます。（共有を目的とする場合には，2名以上の連名による参加も可能です。）ただし，次のいずれかに該当する方は，入札に参加することができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号に該当し，その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人，支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当する者。

ウ 竹原市税を滞納している者。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号並びに同条第6号に該当する者。

(2) 入札参加資格の確認のため，入札参加者の次に掲げる情報を警察当局に照会します。照会の結果，入札参加者が暴力団員等に該当すると判明した場合は，当該入札参加者の資格を取り消します。

ア 個人の場合・・・氏名（ふりがな），住所，性別，生年月日

イ 法人の場合・・・法人名，代表者及び役員等の氏名（ふりがな），住所，性別，生年月日

入 札 要 領

第1条 入札希望者は、市有財産売払公告書及び本要領を熟読の上、入札してください。

第2条 現物と公告数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 代理人により入札する場合は、入札書の提出と同時に委任状を提出してください。

第4条 郵送による入札申込の受付は「市有財産払下願」に必要な事項を記入し、入札受付期間〔平成25年2月21日（木）午後5時00分〕までに、竹原市役所総務部財政課へ提出しなければなりません。

2 受付締切日時までに到達しない申込は無効となりますので、郵送にあたっては十分余裕をもって早めに送付してください。

第5条 入札参加者は、申込書等の受付時に竹原市契約規則第6条の規定による入札保証金を納付しようとする場合は、必ず事前に申出を行い、市の交付する専用の払込用紙により納付をしてください。

第6条 入札書の記載にあたっては、入札書の注意事項に従い、間違いのないよう記入してください。

2 入札保証金を返還する場合は、入札保証金返還請求書を提出後、振込みにより還付する。

3 入札保証金には、利息は付しません。

第7条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

一 公告書又は本要領の条項に違反するもの。

二 入札書に入札者の住所、氏名の記入及び押印のないもの。

三 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所、氏名の記入及び押印のないもの。

- 四 入札書の金額を訂正したもの、金額の記入が明確でないもの。
- 五 入札執行担当職員が入札書不完全と認めたもの。
- 六 所定の入札書以外の用紙を使用して行ったもの。
- 七 第5条に規定する入札保証金の提出がないもの。
- 八 納付した入札保証金の額が、各自の入札金額の100分の5以上（円未満切上。）に達しないもの。
- 九 1物件に対して一人で複数の入札をしたもの。
- 十 最低売却価格に達しない入札をしたもの。
- 十一 地方自治法第238条の3並びに地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者が入札したもの。
- 十二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者が入札したもの。
 - なお、警察当局から排除要請がある者とは、次の要件のいずれかに該当するものとして警察当局から排除要請を受けた者をいう。
 - (1) 当該物件を暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの。
 - (注) 「これに類するもの」とは、「公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいう。
 - (2) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (3) 次のいずれかに該当するもの。
 - ア 法人の役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの。
 - (注) 「役員等」とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用するなどしているもの。
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているもの。
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているもの。
 - (4) (1)～(3)の依頼を受けて入札に参加しようとするもの。
- 十三 入札関係書類に虚偽の記載があるもの。

十四 第4条に規定する入札参加申込書(市有財産払下願), 申込関係書類等が受付期間最終日時までに到達しないもの。

十五 法人による入札の場合で「役員一覧」の提出がないもの。

(注)「地方自治法(抄)」「地方自治法施行令(抄)」及び「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(抄)」は9~10ページ参照。

第9条 開札は入札者の面前で行います。ただし, 入札者又はその代理人が開札場所に出席しない場合には竹原市の指定した者を立会いさせて開札します。この場合, 異議を申立てることはできません。

第10条 落札者は竹原市の予定価格(最低売却価格)以上で有効かつ最高の価格をもって入札した者と決定します。

ただし, 竹原市の予定価格(最低売却価格)以上で有効かつ最高の価格をもって入札した者が警察当局から排除要請がある者であるか否かについて確定するまで, 当該入札者を落札候補者とし, 落札の決定を保留します。

また, 落札候補者となる同価の入札者が2人以上あるときは, 直ちに当該入札者にくじを引いていただき落札候補者を決定します。

この場合, くじを引かない者があるときは, これに代えて当該入札に関係のない竹原市が指定した者がくじを引きます。

第8条による排除要請が行われなかった場合は, 落札候補者を落札者と決定するものとし, 同条による排除要請が行われた場合は, 落札候補者の入札を無効とするとともに, 竹原市の予定価格(最低売却価格)以上で入札した他の者(警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。)のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

第11条 落札候補者は, 提出期限までに, 資格確認申請書(入札後, 交付)に必要な事項を記名・押印後, 添付書類を付して総務部財政課まで提出してください。

提出期限までに資格確認申請書等の提出ができない場合は, その者のした入札を無効とします。

提出期限は, 開札のあった日を含めて7日以内とします。

第12条 開札結果については, 入札者に速やかに文書をもって通知します。なお, 最高価格以外の入札金額や順位等は示しません。

第13条 落札者が決定するまでの間，当該物件に係る全ての入札者の入札保証金等の還付を留保します。

ただし，開札後，入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には，入札保証金等を還付します。

第14条 非居住者〔外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。〕が落札者となった場合で，外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは，契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第15条 入札保証金は，落札者を除き，第6条第2項に規定する方法で速やかにこれを返還します。

なお，落札者の入札保証金は，売買代金を一括納付する場合には，当該代金の一部に充当します。

第16条 落札者が落札決定の日の翌日から15日以内（契約の締結に際し，落札者が隔地においては，30日以内とする。）までに契約を締結しない場合には，その落札は無効となり入札保証金は竹原市市庫に帰属（没収）することになります。

第17条 契約締結したものについては，その契約内容（物件所在地、区分、数量、契約年月日、個人・法人の区分、法人にあつては業種を付記する。）について公表することとなります。

第18条 売買契約の締結については次の特約を付します。

1 契約締結の日から3年間は，売買物件を風俗営業法等の業務の用に使用することを禁止する。

2 契約締結の日から3年間は，売却物件について所有権の移転等は原則として禁止します。

ただし，相続や転勤等のやむを得ない事由が生じた場合や宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けた宅地建物取引業を営む者が，建売住宅等の分譲を行う場合，事前に竹原市の承認を得ることで所有権の移転等を行うことができます。

第19条 申込者が第18条の規定に違反した場合、違約金（売買代金の100分の10に相当する金額）を支払っていただきます。

なお、条件の遵守状況を確認するため、随時、土地の利用状況について実地調査をすることがあります。

実地調査の際には申込者に協力をさせていただきます。

第20条 物件1については、落札金額のうち建物相当分に消費税を加えたものを、物件2については、落札金額を売買代金とします。

第21条 本要領に定めない事項は、すべて会計法規の定めるところによって処理します。

【参 考】

○ 地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○ 地方自治法（抄）

（職員行為の制限）

第238条の3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

○ 竹原市契約規則

（一般競争入札の参加者の資格除外）

第2条 市長は、次の各号の一に該当すると認められる者については、その事実があつた後2年間を限度として、別に市長が定める基準及び適用区分により、一般競争入札に参加させないものとする。その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用し、又はその者に下請負若しくは委任している者についても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意又は重大な過失により、契約の目的である物件を粗雑にし、又は契約の目的である物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 一般競争入札、指名競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な取引の秩序を乱した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- (4) 契約の履行に伴う監督又は契約の目的である物件の検査の実施に当たり、その監督又は検査を行う者の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由なくして契約を履行しなかつた者
- (6) 落札しても理由なく契約を締結しなかつた者
- (7) 契約の履行に当たり、その責に帰する理由により、公衆に危害を及ぼした者若しくは危害を及ぼすおそれがあるため警告を受けたにもかかわらず改善しない者又は契約の履行に従事する者に重大な労働災害を発生させた者
- (8) 契約の目的である物件の完成検査又は補助事業の場合における広島県若しくは会計検査院の検査の結果、契約の履行内容が不良として指摘された者
- (9) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の3の規定（競争入札妨害罪，談合罪）及び第198条（贈賄罪）の容疑で逮捕又は起訴された者
- (10) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和23年法律第54号）第3条の規定に違反した者
- (11) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定に基づき、指示又は営業停止の処分を受けた者
- (12) 暴力的不法行為等に関係した者
- (13) 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當である者
- (14) 前各号の一に該当する事実があつたのち、資格除外の期間を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用し、又はその者に下請負若しくは委任した者
- (15) 不渡手形を発行する等経営状態が著しく悪化している者

市有財産売払公告書

市有財産売却の一般競争入札を次のとおり行う。

1 入札に付する物件

番号	所在地	種目	地積 (㎡)	用途地域	最低売却価格
1	竹原市忠海東町二丁目 5128 番 17	建物付土地	121.79 (実測)	第一種住居地域	非公表
2	竹原市新庄町字神田沖 1074 番	土地	685.00 (公簿)	第一種住居地域	非公表

2 入札参加者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当する者
- (2) 市有財産に関する事務に従事する者において地方自治法第 238 条の 3 の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者
- (4) 竹原市税を滞納している者

3 入札要領及び契約条項を示す場所

〒725 - 8666 広島県竹原市中央五丁目 1 番 35 号
竹原市役所総務部財政課監理係 (竹原市役所本庁舎 2 階) に備え付けてある。
TEL : 0846 22 7731 (ダイヤルイン)

4 入札参加申込, 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札参加申込書・入札書の提出期限及び場所

提出期間 平成 25 年 2 月 12 日 (火) 午前 8 時 30 分から
平成 25 年 2 月 21 日 (木) 午後 5 時 00 分まで (必着)
郵送等の場合は, 平成 25 年 2 月 21 日 (木) 午後 5 時 00 分必着とする。
提出場所 竹原市役所総務部財政課

(2) 開札の日時及び場所

開札 平成25年2月22日(金)
物件1 午前10時00分から
物件2 午前10時30分から
場所 竹原市役所本庁舎地下1階 第2会議室

5 入札保証金

各自入札金額の100分の5以上(円未満切上)に相当する金額を現金振込により受付期間内に納付すること。

入札保証金には利息を付さない。

落札者以外の入札者に対しては、速やかに入札保証金を還付する。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの期間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保する。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付する。

6 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7 契約不履行

落札者が落札決定の日から15日以内(契約締結に際し、落札者が隔地にあり、市が契約書を送付して落札者が記名押印の上、当該契約書を市へ返送する場合においては、30日以内とする。)に契約を結ばない場合には、入札保証金は市庫に帰属する。

8 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は即納とする。

9 契約保証金

売買代金に関しては、指定期日までの一括納付とするため、今回は要しない。

10 その他

(1) 入札者は、本公告書のほか、竹原市で交付する物件説明書、入札要領及び市有財産売買契約書(案)を十分理解の上、入札するものとする。

(2) 物件1については、公告記載の地積は実測値であり、公簿面積とは異なる。

(3) 入札不調の場合、開札日当日に、3回まで再度入札を行うものとする。

以上公告する。

平成 年 月 日

竹原市長 小坂政司

標準的な契約書式

収入
印紙

市有財産売買契約書（案）

売出人竹原市（以下「甲」という。）と買受人 **落札者**（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産売買契約を締結した。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（物件の表示）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

所在地	財産の区分	地積（㎡）	備考

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。

2 前項の売買代金のうち、金（**入札保証金額**）円は入札保証金から充当するものとする。

（代金の支払）

第4条 乙は、売買代金のうち入札保証金からの充当分を除いた金 **〇〇〇〇** 円を、甲の発行する納入通知書によりこの契約締結の日から30日以内に、甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び物件の引渡し）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付したときに乙に移転する。

2 売買物件は、前項の規定によりその所有権が乙に移転した日以降に引渡しするものとする。

(登記の手續き)

第6条 甲は、前条の規定により所有権が乙に移転した後、乙の請求により所有権移転登記を囑託して行うものとし、乙は、甲に対し、登記手續きに必要書類その他を提供し、これに協力するものとする。

2 前項の規定による所有権移転登記に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(かし担保)

第7条 乙は、この契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第8条 乙は、この契約締結の日から3年を経過する日までの期間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害する恐れのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(所有権の移転等の禁止)

第9条 乙は、この契約締結の日から3年を経過する日までの期間、甲の承諾を得ないで、売買物件について、売買、贈与、交換等による所有権の移転をし、又は地上権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

(実地調査等)

第10条 甲は、この契約の履行に関し、必要があると認められるときは、乙に対し質問し、実地調査を行い、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由なくして前項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第 1 1 条 乙は、第 8 条、第 9 条又は前条第 2 項の規定に違反したときは、金
(売買契約代金の 1 割相当額) 円を違約金として甲に支払わなければならない。
ない。

2 前項の規定による違約金は、損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第 1 2 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(返還金等)

第 1 3 条 甲は、前条に規定する解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、この返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第 1 4 条 乙は、甲が第 1 2 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失し、又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 1 5 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第16条 甲は、第13条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第11条に定める違約金又は前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第17条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第18条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄区域とする裁判所にて行うものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

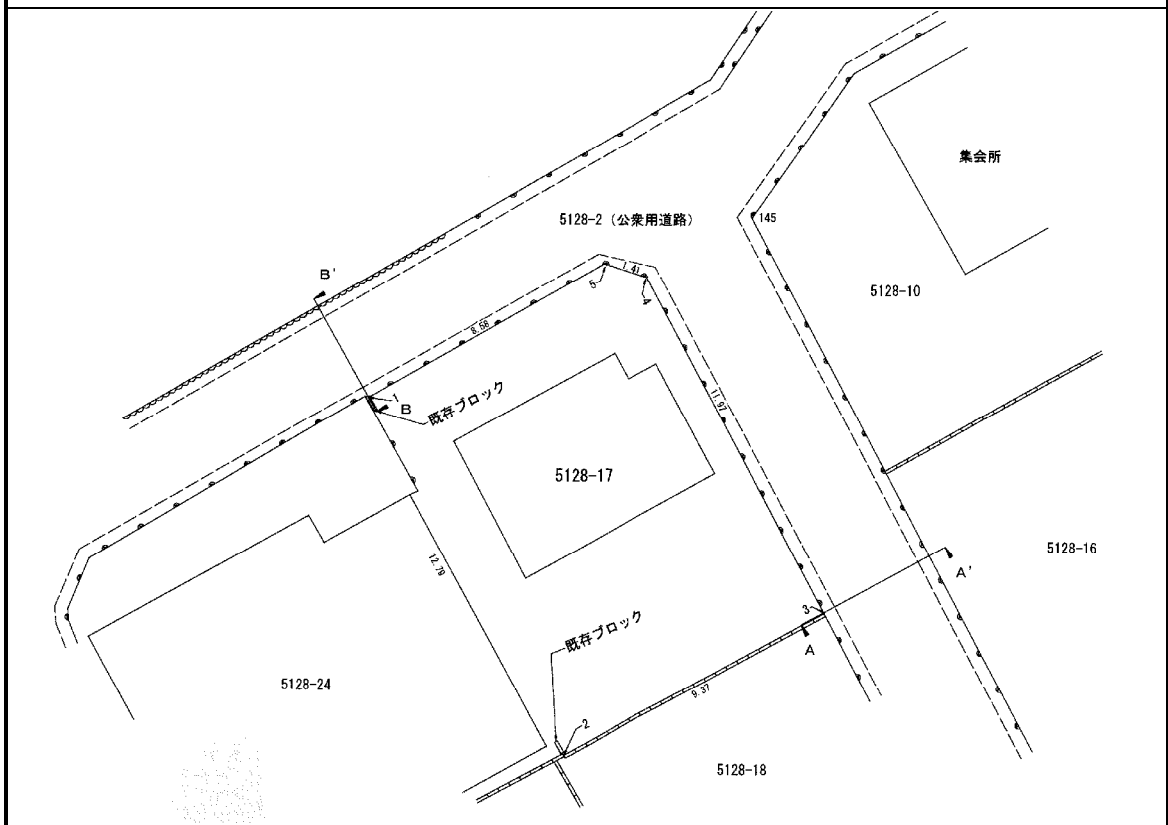
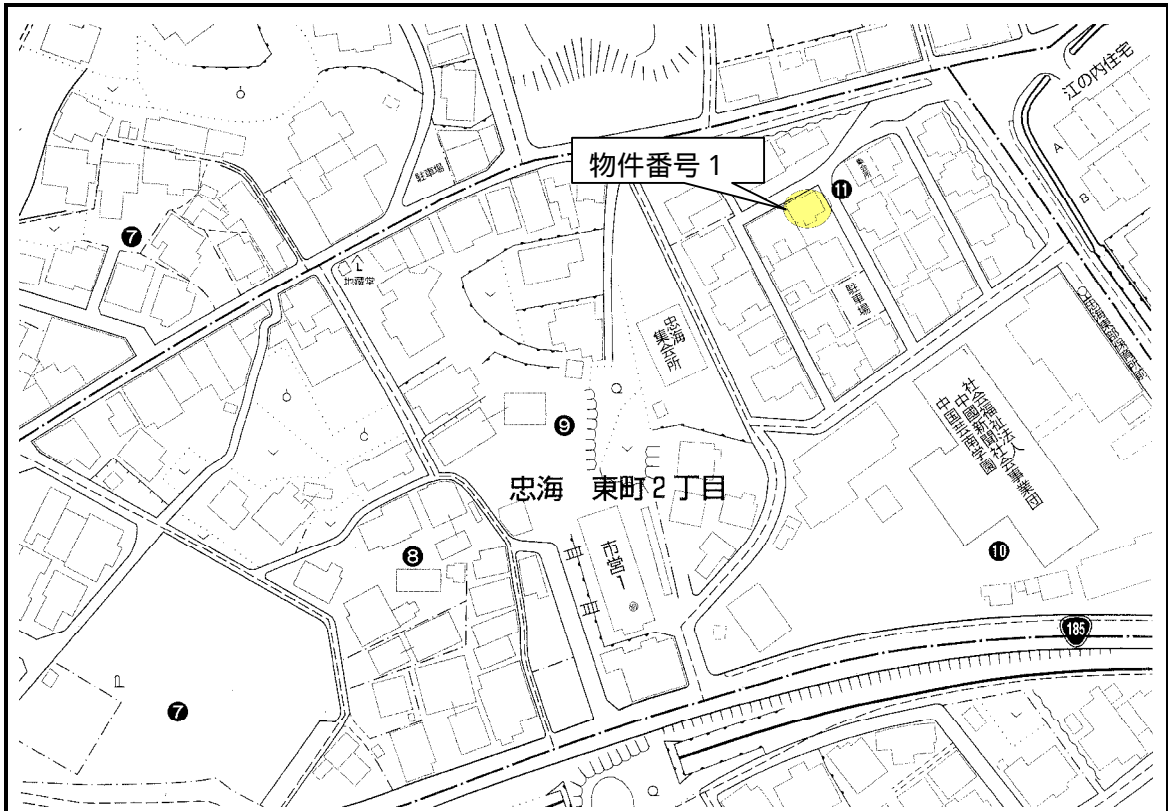
竹原市
売出人甲
代表者 竹原市長 小坂政司

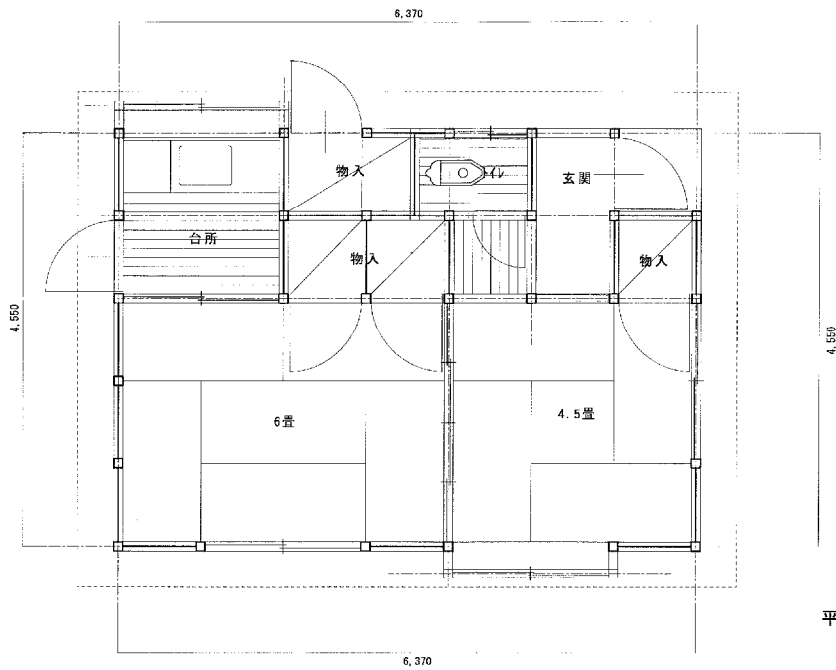
住所
買受人乙 **落札者**
氏名

物件説明書

物件番号 1

		最低売却価格		非公表	
所在地	竹原市忠海東町二丁目5 1 2 8 番 1 7				
住居表示	竹原市忠海東町二丁目1 1 番 1 8 号				
地積	(実測) 121.79 m ²	実測測量図あり	地目	宅地	
形状等	間口約 8.58m, 奥行約 11.97m 整形				
接面道路等	北側：市道(幅員 3.20m：江ノ内 2 号線) に接面 東側：市道(幅員 2.80m：江ノ内 3 号線) に接面				
都市計画法等の制限	区域区分非設定				
	用途地域	第一種住居地域	その他	防火指定等なし	
	建ぺい率	60%			
	容積率	200%			
その他	再建築にあたっては、現行の建築基準法上が適用され、一定の土地利用の制限があります。 詳細については、広島県西部建設事務所になります。				
供給処理施設引込みの可否	電気	可・ 不可	下水道	なし	
	上水道	可・ 不可	都市ガス	なし	
私道の負担等に関する事項	なし				
交通機関	J R 忠海駅：約 0 . 8 km 福祉バス停：約 0 . 1 km (毎週水曜日運行：H24.10 現在，市福祉課)				
公共機関等	役所	約 0.7 km(竹原市役所忠海支所)	交番等	約 0.8 km(忠海駅前交番)	
	小学校	約 0.55 km(忠海東小学校)	消防	約 0.7 km(竹原消防署忠海分署)	
	中学校	約 0.5 km(忠海中学校)	郵便局	約 0.75 km(忠海郵便局)	
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本物件は、江ノ内市営住宅として使われた宅地を用途廃止したものであり、耐用年数を越えた建物(昭和30年築)が残されています。 ・土地建物について、瑕疵担保責任は負いません。 				





平面図 1/50



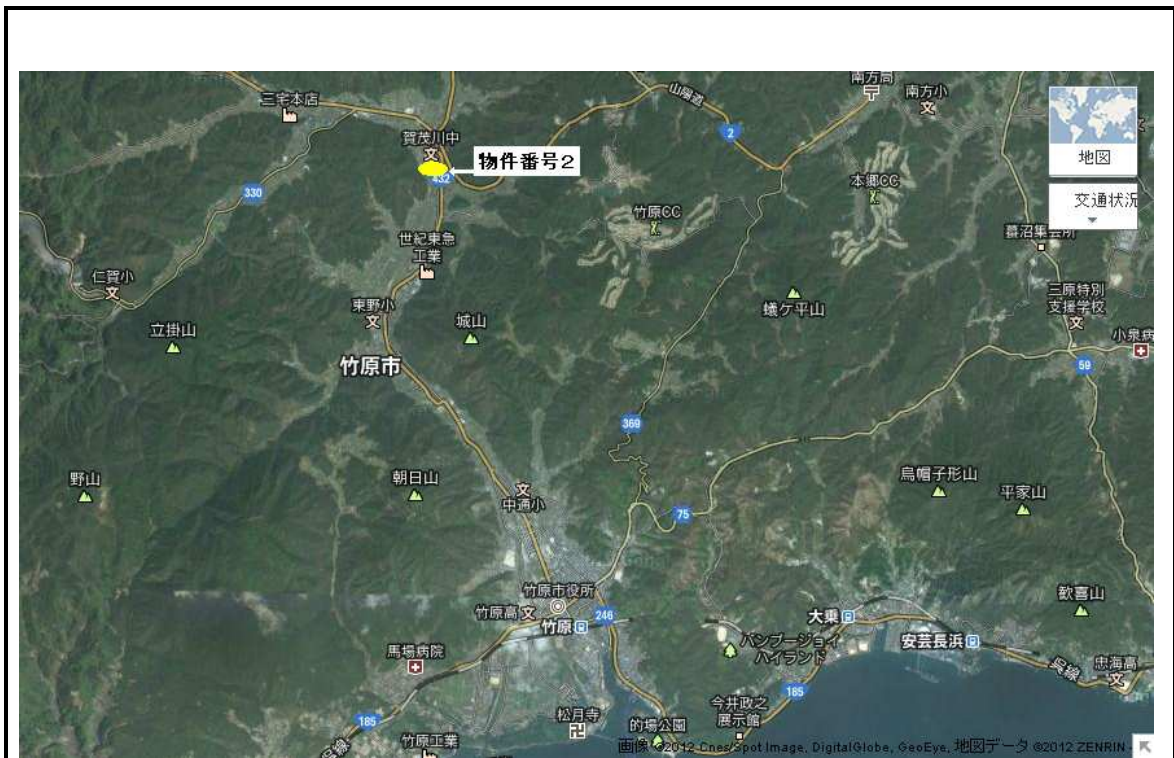
記述欄

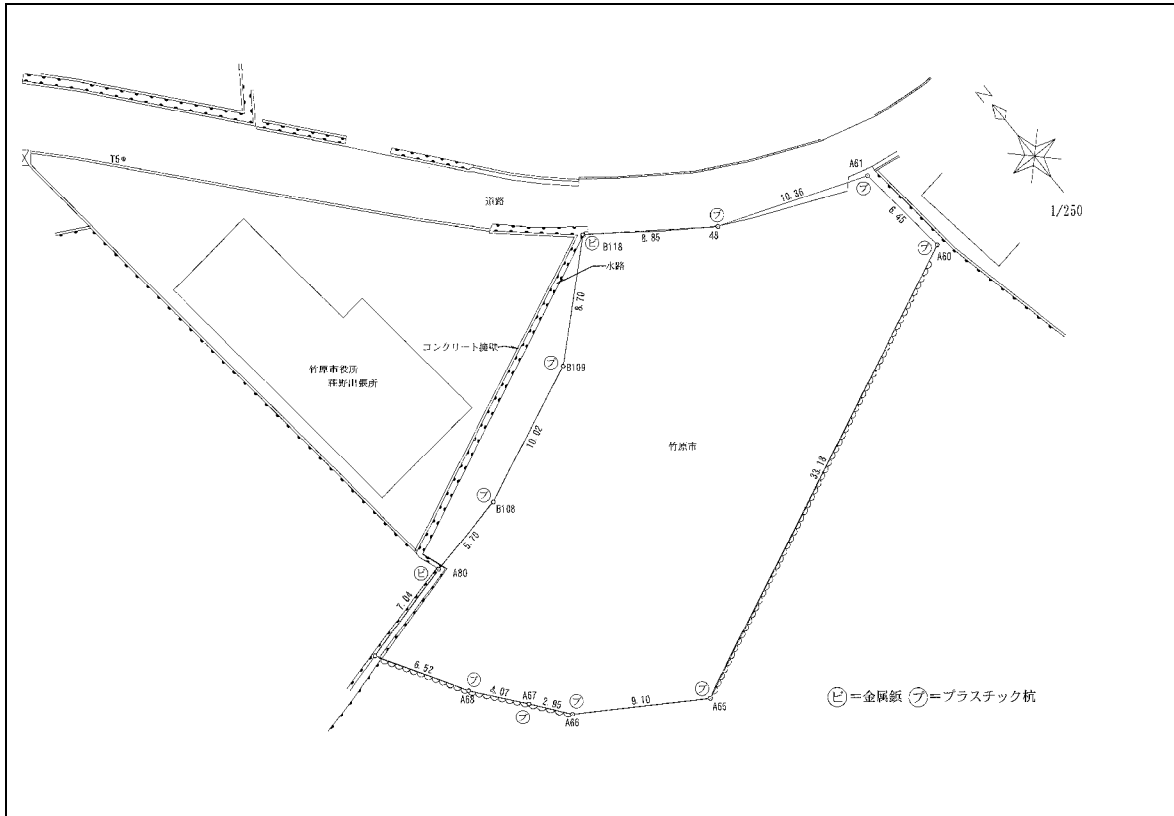
物件説明書

物件番号 2

最低売却価格 非公表

所在地	竹原市新庄町字神田沖 1 0 7 4 番			
住居表示	竹原市新庄町 1 0 7 4 番			
地積	(実測) 685.00 m ²	実測測量図あり	地目	宅地
形状等	間口 約 20m , 奥行 約 35m 不整形			
接面道路等	北側：市道(幅員 2.9m : 金九郎新庄線) に接面			
都市計画法等の制限	区域区分非設定			
	用途地域	第一種住居地域	その他	防火指定等なし
	建ぺい率	60%		
	容積率	200%		
その他	<p>建築にあたっては、建築基準法上による一定の土地利用の制限があります。</p> <p>詳細についての窓口は、広島県西部建設事務所になります。</p>			
供給処理施設引込みの可否	電気	可・ 不可	下水道	なし
	上水道	可・ 不可	都市ガス	なし
私道の負担等に関する事項	なし			
交通機関	<p>J R 竹原駅：約 6 . 8 km</p> <p>新庄バス停：約 0 . 4 km</p>			
公共機関等	役所	約 0 km (竹原市役所 荘野出張所)	交番等	約 0.3 km (新庄駐在所)
	小学校	約 1.0 km (荘野小学校)	消防	約 6.6 km (竹原消防署)
	中学校	約 0.3 km (賀茂川中学校)	郵便局	約 0.4 km (荘野郵便局)
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本物件は、賀茂川学校給食調理場跡地であり、平成 23 年度に建物を解体撤去した後、更地化したものです。 ・ 土地の一部に水路 (約 4 m²) が含まれています。 			





記述欄

ご注意ください。

このような場合には

入札が **無効** になります。

ご注意ください。

例えば・・・

「入札者」の項目が・・・

- 1 入札者の住所・氏名の記載がない。
- 2 入札者の押印がない。
- 3 入札者の氏名と入札参加申込書（市有財産払下願）の氏名が一致しない場合。
（1） 入札者は2名（共有名義）で、入札参加申込書は1名。
（2） 入札者は1名で、所有は2名（共有名義）。
- 4 入札者の住所と入札参加申込書（市有財産払下願）の住所が一致しない。
- 5 入札者の印影と入札参加申込書（市有財産払下願）の印影が一致しない。

代理人による入札の場合は・・・

- 1 入札書に本人の住所・氏名の記載がない。
- 2 入札書に本人の住所・氏名と委任状の本人の住所・氏名が一致しない。
- 3 入札書に代理人の住所・氏名に記載がない。
- 4 入札書に代理人の押印がない。
- 5 委任状に本人の押印がない。
- 6 委任状に本人の印鑑登録証明書が添付されていない。
- 7 委任状の物件番号と物件の所在地が一致しない。

「物件番号」の項目が・・・

- 1 物件番号の記載がなく物件の特定ができない。
- 2 物件番号と物件の住所地の記載が一致しない。
- 3 入札書提出用封筒と入札書の物件番号が一致しない。

「物件の所在地」の項目が・・・

- 1 所在地の記載がない。
- 2 物件番号と物件の所在地の記載が一致しない。
- 3 所在地の記載に誤りがあり物件が特定できない。

「入札金額」の項目が・・・

- 1 入札金額の訂正がある。
- 2 数字が読みにくく入札金額の判断ができない。
- 3 ¥マークと数字の間に余白がある。
- 4 ¥マーク以下，1円の欄までに余白がある。
- 5 入札金額が入札保証金額の20倍を超えている。
- 6 最低売却価格を公表している物件については，最低売却価格に達しない金額を記載している。(今回は該当物件なし)

「入札保証金額」が・・・

- 1 納付した入札保証金額が各自の入札金額の100分の5に達していない。
- 2 最低入札保証金を設定している物件については，最低入札保証金額に達していない。(今回は該当物件なし)

その他・・・

- 1 一人で1物件につき2通以上の入札書を提出している。
- 2 当所の所定の入札書様式を使用していない。
- 3 入札書などの入札関係書類が締切日時までに到着しないもの。

入札書を作成される際にチェックシートとしてご利用ください。
詳しくは、「入札書等記載方法」をご覧ください。

入札書等記載方法

(単独名義(個人)による入札の場合)

入札書等の作成にあたっては、必ず本記載方法に基づき作成をお願いします。

なお、不明な点がございましたら、2ページの入札書等用紙の配布場所へ電話等でお問い合わせください。

- ・ 入札参加申込書(市有財産払下願)
- ・ 入札書

入札書等の作成にあたっては、ボールペン・万年筆等消えない筆記用具をご使用ください。(鉛筆やシャープペンは不可。)

なお、入札関係書類に押印する印鑑は、印鑑登録されている印鑑(実印)をご使用ください。

様式第1号

入札参加申込書

市 有 財 産 払 下 願

平成 年 月 日

竹 原 市 長 様

住所・氏名の記入及び押印は入札書と同じになります。

申 込 者

住 所 竹原市中央五丁目1番35号

氏名または名称

及び代表者氏名 竹原 太郎 印

(印鑑登録されている印影を押印してください。)

実印での押印

入札に対し、市有地売却一般競争入札実施要領、入札物件の状況等全て承知の上参加しますので、後日これらの事柄について竹原市に対し、一切異議、苦情等を申し立てません。

1 払下げを受けようとする財産の表示

(1) 財産の所在 ○○市○○町○○丁目○○ - ○○

(2) 財産の明細 土地 000 m²

2 用 途

3 払下希望価格

別紙，入札書のとおり。

4 代金の支払方法

現金振込

5 添 付 書 類

入札書（平成 年度 第 回期間入札）

竹 原 市 長 様

入札者 住所 竹原市中央五丁目 1 番 35 号

氏名 竹 原 太 郎 印

代理人 住所

氏名

住所・氏名の記入及び押印は入札
参加申込書と同じになります。

物件番号	物件の所在	区分	数量
○ ○ ○	○○市○○町○○丁目○○ - ○○	土地	000 m ²
金 額	十億 百万 千 円		
	¥ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		

入札保証金の 20 倍を超える金額は無効となります。

市有財産の一般競争入札案内書を承知のうえ，上記のとおり入札します。

- (注)
1. 入札書は，物件ごとに別の用紙を使用してください。
 2. 物件番号欄には，市有財産の一般競争入札案内書の物件番号を記載してください。
 3. 代理人によって入札するときは，本人の住所・氏名のほか，代理人の住所，氏名を記載し，代理人の印のみを押印してください。
 4. 入札金額は，算用数字ではっきりと記載し，数字の前に必ず「¥マーク」を記載して下さい。最低売却価格を公表している物件については，最低売却価格以上での入札となります。
 5. 入札金額を書き損じた場合，新たな用紙に書き直してください。（金額訂正は不可です。）
 6. 一度提出した入札書の変更又は取り消しは出来ません。

入札書等記載方法

(単独名義(法人)による入札の場合)

入札書等の作成にあたっては、必ず本記載方法に基づき作成をお願いします。

なお、不明な点がございましたら、2ページの入札書等用紙の配布場所へ電話等でお問い合わせください。

- ・ 入札参加申込書(市有財産払下願)
- ・ 入札書
- ・ 役員一覧

入札書等の作成にあたっては、ボールペン・万年筆等消えない筆記用具をご使用ください。(鉛筆やシャープペンは不可。)

なお、入札関係書類に押印する印鑑は、印鑑登録されている印鑑(実印)をご使用ください。

様式第1号

入札参加申込書

市 有 財 産 払 下 願

平成 年 月 日

竹 原 市 長 様

住所・氏名の記入及び押印は入札書と同じになります。

申 込 者

住 所 竹原市中央五丁目1番35号

氏名または名称 竹原株式会社

及び代表者氏名 代表取締役 竹原太郎 印

(印鑑登録されている印影を押印してください。)

入札に対し、市有地売却一般競争入札実施要領、入札物件の状況等全て承知の上参加しますので、後日これらの事柄について竹原市に対し、一切異議、苦情等を申し立てません。

1 払下げを受けようとする財産の表示

(1) 財産の所在 ○○市○○町○○丁目○○ - ○○

(2) 財産の明細 土地 000 m²

2 用 途

3 払下希望価格

別紙，入札書のとおり。

4 代金の支払方法

現金振込

5 添 付 書 類

入札書（平成 年度 第 回期間入札）

竹 原 市 長 様

入札者 住所 竹原市中央五丁目1番35号
 氏名 竹原株式会社
 代表取締役 竹原太郎 印

代理人 住所
 氏名

住所・法人名の記入及び押印は入札
 参加申込書と同じになります。

物件番号	物件の所在	区分	数量
○ ○ ○	○○市○○町○○丁目○○ - ○○	土地	000 m ²
金 額	十億 百万 千 円 ￥ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		

入札保証金の20倍を超える金額は無効となります。

市有財産の一般競争入札案内書を承知のうえ、上記のとおり入札します。

- (注)
1. 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
 2. 物件番号欄には、市有財産の一般競争入札案内書の物件番号を記載してください。
 3. 代理人によって入札するときは、本人の住所・氏名のほか、代理人の住所、氏名を記載し、代理人の印のみを押印してください。
 4. 入札金額は、算用数字ではっきりと記載し、数字の前に必ず「¥マーク」を記載して下さい。最低売却価格を公表している物件については、最低売却価格以上での入札となります。
 5. 入札金額を書き損じた場合、新たな用紙に書き直してください。（金額訂正は不可です。）
 6. 一度提出した入札書の変更又は取り消しは出来ません。

役員一覧表

物件番号

○	○	○
---	---	---

必ず記入してください。

(法人名： 竹原株式会社)

役職名	氏名(ふりがな)	性別	住所	生年月日
代表取締役	たけはらたろう 竹原太郎	男	竹原市中央五丁目1番35号	S 33.11.3
取締役	たけはらじろう 竹原次郎	男	竹原市中央五丁目1番35号	S 34.11.3
取締役	たけはらさぶろう 竹原三郎	男	竹原市中央五丁目1番35号	S 35.11.3
監査役	たけはらはなこ 竹原花子	女	竹原市中央五丁目1番35号	S 36.11.3

本用紙に全役員を記入できない場合は、コピーのうえ、全員を記入してください。

(注) 法人が入札に参加する場合で、郵送または持参による場合には本紙を作成してください。

本紙には、法人登記簿に記載されている役員全員(常勤・非常勤を問わない。代表者、監査役を含む。)を記載してください。

役員一覧を添付しない法人の入札は無効となりますので注意してください。

虚偽記載が判明したものは無効となりますので注意してください。

入札書等記載方法

(代理人による入札の場合)

入札書等を入札者本人名義で作成できない場合(入札者本人の押印ができない場合)には、代理人により入札することが可能です。

代理人による場合には、「委任状」及び「入札者(委任者)の印鑑証明書」が必要となります。

なお、不明な点がございましたら、2ページの入札書等用紙の配布場所へ電話等でお問い合わせください。

(注) 下記例示のような場合には、代理人をたてる必要はありません。
(委任状の提出は必要ありません。)

例示

- ・入札者本人に代わって、入札者本人名義の入札書等の持参を行う場合。
- ・入札者が法人で、その社員が入札書等の持参を行う場合。
- ・共有での入札で、共有者のうち1人が入札書等の持参や開札への参加を行う場合。等

入札書等の作成にあたっては、ボールペン・万年筆等消えない筆記用具をご使用ください。(鉛筆やシャープペンは不可。)

なお、委任状に押印する入札者本人(委任者)の印鑑は、印鑑登録されている印鑑(実印)をご使用ください。

様式第1号

入札参加申込書

市 有 財 産 払 下 願

平成 年 月 日

竹 原 市 長 様

住所・氏名の記入及び押印は入札書と同じになります。

代理人を追記してください。

申 込 者

住 所

氏名または名称

及び代表者氏名

代 理 人

竹原市中央五丁目1番35号

竹原 太郎 印

広島市中区基町10番52号

竹原 花子

委任状に押印した代理人の使用印を押印してください。 認印可

入札に対し、市有地売却一般競争入札実施要領、入札物件の状況等全て承知の上参加しますので、後日これらの事柄について竹原市に対し、一切異議、苦情等を申し立てません。

1 払下げを受けようとする財産の表示

(1) 財産の所在 ○○市○○町○○丁目○○ - ○○

(2) 財産の明細 土地 000 m²

2 用 途

3 払下希望価格

別紙，入札書のとおり。

4 代金の支払方法

現金振込

5 添 付 書 類

委任状

様式第4号

委任状が**不要**な場合

- ・ 入札者本人に代わって、入札者本人名義の入札書等の持参を行う場合。
- ・ 入札者が法人で、その社員が入札書等の持参を行う場合。
- ・ 共有での入札で、共有者うちの1人が入札書等の持参や開札への参加を行う場合。等

委 任 状

代理人 住 所 広島市中区基町 10 番 52 号
氏 名 竹原 花子

(電話番号) 0 0 0 0 - 0 0 - 0 0 0 0

代理人使用印

印

代理人の印を押印してください。

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の市有財産の一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限

物件番号 _____

財産所在地 _____

区分・数量 _____ ・ _____ m²

平成 年 月 日

委 任 者

住 所 竹原市中央五丁目 1 番 3 5 号

氏 名 竹原 太郎

(電話番号) 0 8 4 6 - 2 2 - 7 7 3 1

印

委任者の実印を押印してください。

- (注) 1. 委任者の印鑑証明書を必ず添付する。
2. 代理人の使用する印鑑をあらかじめ押印しておくこと。

入札書（平成 年度 第 回期間入札）

竹 原 市 長 様

住所・氏名の記入は入札参加申込書と同じになります。

入札者 住所 竹原市中央五丁目1番35号
 氏名 竹原太郎
 代理人 住所 広島市中区基町10番52号
 氏名 竹原花子 印

代理人の住所・氏名は委任状記載と同じになります。

委任状に押印した代理人の使用印を押印してください。

物件番号	物件の所在	区分	数量
○ ○ ○	○○市○○町○○丁目○○ - ○○	土地	000 m ²
金 額	十億 百万 千 円		
	￥ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		

入札保証金の20倍を超える金額は無効となります。

市有財産の一般競争入札案内書を承知のうえ、上記のとおり入札します。

- (注)
1. 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
 2. 物件番号欄には、市有財産の一般競争入札案内書の物件番号を記載してください。
 3. 代理人によって入札するときは、本人の住所・氏名のほか、代理人の住所、氏名を記載し、代理人の印のみを押印してください。
 4. 入札金額は、算用数字ではっきりと記載し、数字の前に必ず「¥マーク」を記載して下さい。最低売却価格を公表している物件については、最低売却価格以上での入札となります。
 5. 入札金額を書き損じた場合、新たな用紙に書き直してください。(金額訂正は不可です。)
 6. 一度提出した入札書の変更又は取り消しは出来ません。

入札書等記載方法

(共有名義による入札の場合)

入札書等の作成にあたっては、必ず本記載方法に基づき作成願います。
なお、不明な点がございましたら、2ページの入札書等用紙の配布場所へ
電話等でお問い合わせください。

- ・入札参加申込書(市有財産払下願)
- ・入札書

入札書等の作成にあたっては、ボールペン・万年筆等消えない筆記用具を
ご使用ください。(鉛筆やシャープペンは不可。)

なお、委任状に押印する入札者本人(委任者)の印鑑は、印鑑登録されて
いる印鑑(実印)をご使用ください。

様式第1号

入札参加申込書

市 有 財 産 払 下 願

平成 年 月 日

竹 原 市 長 様

住所・氏名の記入及び押印は入札書と同じになります。

共有者を追記してください。

申 込 者
住 所
氏名または名称
及び代表者氏名
共 有 者

竹原市中央五丁目1番35号

実印での押印

竹原 太郎 持分 1 / 2 印

広島市中区基町10番52号

竹原 花子 持分 1 / 2 印

共有持分を記入して下さい。

入札に対し、市有地売却一般競争入札実施要領、入札物件の状況等全て承知の上参加しますので、後日これらの事柄について竹原市に対し、一切異議、苦情等を申し立てません。

1 払下げを受けようとする財産の表示

(1) 財産の所在 ○○市○○町○○丁目○○ - ○○

(2) 財産の明細 土地 000 m²

2 用 途

3 払下希望価格

別紙，入札書のとおり。

4 代金の支払方法

現金振込

5 添 付 書 類

入札書（平成 年度 第 回期間入札）

竹原市長様

住所・氏名の記入及び押印は入札参加申込書と同じになります。

入札者 住所 竹原市中央五丁目1番35号
 共有者 氏名 竹原 太郎 持分 1/2 印
~~代理人~~ 住所 広島市中区基町10番52号
 氏名 竹原 花子 持分 1/2 印

代理人を二本線で抹消し、共有者に訂正してください。訂正印不要。

共有持分を記入してください。

実印での押印

物件番号	物件の所在	区分	数量
○ ○ ○	○○市○○町○○丁目○○ - ○○	土地	000 m ²
金額	十億 百万 千 円 ￥ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		

入札保証金の20倍を超える金額は無効となります。

市有財産の一般競争入札案内書を承知のうえ、上記のとおり入札します。

- (注)
1. 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
 2. 物件番号欄には、市有財産の一般競争入札案内書の物件番号を記載してください。
 3. 代理人によって入札するときは、本人の住所・氏名のほか、代理人の住所、氏名を記載し、代理人の印のみを押印してください。
 4. 入札金額は、算用数字ではっきりと記載し、数字の前に必ず「¥マーク」を記載して下さい。最低売却価格を公表している物件については、最低売却価格以上での入札となります。
 5. 入札金額を書き損じた場合、新たな用紙に書き直してください。(金額訂正は不可です。)
 6. 一度提出した入札書の変更又は取り消しは出来ません